



2025年5月14日

各位

会社名 メドピア株式会社
代表者名 代表取締役 兼 執行役員社長 CEO 後藤 直樹
(コード：6095、東証プライム市場)
問合せ先 取締役 兼 執行役員 CFO 平林 利夫
(TEL. 03-4405-4905)

MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、以下のとおり、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注1）の一環として行われるNMT株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社が発行する普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「2. 買付け等の価格」において定義します。以下同じです。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同する意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権（下記「2. 買付け等の価格」の「(2) 新株予約権」にて定義します。）の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社を非公開化することを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。また、当社は、当該取締役会決議において、本公開買付けが成立することを条件として、当社が2024年12月18日付で公表した「上場維持基準の適合に向けた計画書」（以下「本計画書」といいます。）を撤回することを併せて決議しております。

（注1）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	NMT株式会社	
(2) 所 在 地	東京都千代田区永田町二丁目11番1号山王パークタワー5階トラステーズ・コンサルティングLLP内	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 石見 陽（注2）	
(4) 事 業 内 容	当社株式の取得及び保有	
(5) 資 本 金	100,000円	
(6) 設 立 年 月 日	2025年5月2日	
(7) 大株主及び持株比率	KKH株式会社	100.00%
(8) 当社と公開買付者の関係		
資 本 関 係	該当事項はありません。	
人 的 関 係	当社の取締役会長である石見陽氏が公開買付者の代表取締役を兼務してお	

	ります。
取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の取締役会長である石見陽氏が唯一の株主である KKH 株式会社が議決権の 100.00%を所有しており、当社の関連当事者に該当します。

(注2) 公開買付者によれば、公開買付者の設立時の代表取締役は中山晃一氏であるところ、その後 2025 年 5 月 13 日付で、中山晃一氏が代表取締役の地位を辞任し、石見陽氏が公開買付者の代表取締役に就任しているとのこと。本日現在、当該代表取締役の変更について登記申請手続中とのこと。

2. 買付け等の価格

(1) 普通株式 1 株につき、金 700 円

(2) 新株予約権（下記①及び②の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）

① 2018 年 3 月 15 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 12 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2020 年 1 月 1 日から 2028 年 3 月 29 日まで）1 個につき、金 1 円

② 2019 年 2 月 13 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 16 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2019 年 3 月 11 日から 2029 年 3 月 8 日まで）1 個につき、金 1 円

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。なお、上記取締役会決議は、下記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議が無い旨の意見」に記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

本公開買付けに関する意見の根拠及び理由のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の開設する市場である東京証券取引所プライム市場（以下「プライム市場」といいます。）に上場している当社株式及び本新株予約権の取得及び所有等を目的として、当社の創業者であり取締役会長である石見陽氏により、2025 年 5 月 2 日付で設立され、同氏が代表取締役を務める株式会社であるとのこと。本日現在において、公開買付者の代表取締役を務める石見陽氏の資産管理会社である KKH 株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）が公開買付者の発行済株式（1 株）の 100%（1 株）を所有しているとのこと。また、本日現在、公開買付者及び公開買付者親会社は当社株式及び本新株予約権を所有していないとのこと。

なお、公開買付者の代表取締役を務める石見陽氏が所有する当社株式数（以下「所有株式数」といいます。）は、5,315,490 株（所有割合（注3）：23.04%）とのこと。

(注3)「所有割合」とは、当社が 2025 年 5 月 14 日に公表した「2025 年 9 月期 第 2 四半期決算短信〔日

本基準（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数（22,010,330株）に同日現在残存し行使可能な本新株予約権（第12回新株予約権374個及び第16回新株予約権6,354個）の目的である当社株式数の合計（1,345,600株）を加算した株式数（23,355,930株）から、当社決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（281,041株）を控除した株式数（23,074,889株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。

今般、公開買付者は、当社株式の全部（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式（以下に定義します。）を除きます。）及び本新株予約権を取得することにより、当社株式を非公開化するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することとしたとのことです。

なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、石見陽氏は本取引後も継続して当社の経営にあたることを予定しているとのことです。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2025年5月14日付で、当社の筆頭株主であり、かつ、取締役会長である石見陽氏との間で、その所有する当社株式（所有株式数：5,315,490株、所有割合：23.04%）のうち2,445,125株（所有割合：10.60%、以下「本応募合意株式（石見陽氏）」といいます。）

（注4）について本公開買付けに応募する旨を口頭で合意し、残りの2,870,365株（所有割合：12.44%、以下「本不応募合意株式（石見陽氏）」といいます。）については本公開買付けに応募しない旨を口頭により合意（以下「本応募・本不応募合意」といいます。）しているとのことです。加えて、公開買付者は、2025年5月14日付で、当社の第3位の株主で石見陽氏及びその子3名の計4名が発行済株式の全てを所有する資産管理会社であるBOZO株式会社（以下「BOZO」といいます。）との間で、その所有する当社株式の全て（所有株式数：1,250,000株、所有割合：5.42%、以下「本不応募合意株式（BOZO）」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨を口頭により合意（以下「本不応募合意（BOZO）」といいます。）しており、石見陽氏及びBOZOが本公開買付けに応募しないことに合意している当社株式の合計は4,120,365株（所有割合：17.86%。総称して、以下「本不応募合意株式」といいます。）となるとのことです。また、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2025年5月14日付で、山中篤史氏との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、その所有する当社株式の全て（所有株式数：524,000株、所有割合：2.27%、以下「本応募合意株式（山中篤史氏）」といいます。）について本公開買付けに応募する旨を合意しており、石見陽氏及び山中篤史氏が本公開買付けに応募する旨を合意している当社株式の合計は2,969,125株（所有割合：12.87%）となるとのことです。

本応募・本不応募合意、本不応募合意（BOZO）及び本応募契約の詳細につきましては、下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意事項」をご参照ください。

（注4）なお、石見陽氏は、石見陽氏が保有する当社株式5,315,490株のうち、5,261,500株（所有割合：22.80%）（以下「本担保付株式（石見陽氏）」といいます。）を、野村信託銀行株式会社が石見陽氏に対して有する貸金債権を被担保債権として、野村信託銀行株式会社に担保（以下「本担保（石見陽氏）」といいます。）として提供しておりますが、石見陽氏は、本担保付株式（石見陽氏）については本担保を解除した上で、本公開買付けに応募する旨の意向を確認しております。また、本不応募合意株式（石見陽氏）のうち譲渡制限付株式報酬として石見陽氏に付与された当社の譲渡制限付株式7,380株（以下「本譲渡制限付株式」といいます。所有割合：0.03%）については、本譲渡制限付株式に係る割当契約書において、譲渡制限期間中に、株式併合（当該株式併合により、割当契約書によって付与対象者に割り当てられた株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限り、）を含む組織再編等が当社の株主総会で承認された場合には、割当契約書において指定される月から当該承認の日（以下「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を36（但し、計算の結果1を超える場合には1とします。）で除した数に、組織再編等承認日におい

て付与対象者が所有する本譲渡制限付株式の数を乗じた数の本譲渡制限付株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除し、その場合、当社は、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得することとされております。したがって、本取引においては、上記規定に従い、本株式併合（以下に定義します。）の効力発生日の前営業日において譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については本株式併合の対象とされ、本株式併合の効力発生日の前営業日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、本株式併合の効力発生日の前営業日をもって、当社により無償取得される予定です。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を 11,262,835 株（所有割合：48.81%）に設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（11,262,835 株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。なお、買付予定数の下限（11,262,835 株）については、本基準株式数（23,074,889 株）に係る議決権数である 230,748 個に 3 分の 2 を乗じた数（153,832 個、小数点以下を切り上げております。）に当社の単元株式数（100 株）を乗じた数から本不応募合意株式（4,120,365 株）を控除した株式数を設定しているとのことです。かかる買付予定数の下限を設定したのは、本取引においては、当社株式を非公開化することを目的としているところ、下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載する株式併合の手続を実施する際には、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 309 条第 2 項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を着実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者、石見陽氏及び BOZO が当社の総株主の総議決権数の 3 分の 2 以上を所有することで、当該要件を満たすことができるようにするためとのことです。

他方、本公開買付けは当社株式を非公開化することを目的としているため、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、下記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載のとおり、当社の株主を石見陽氏、BOZO 及び公開買付者のみとし、当社株式を非公開化するための手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実施を要請する予定とのことです。

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、BOZO が引き続き保有する本不応募合意株式（BOZO）（会社法第 180 条に基づき当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）（注 5）によって 1 株未満の端数となった部分に相当する株式を除きます。）について、当社に自己株式取得させること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る自己株式取得価格を、以下「本自己株式取得価格」といいます。）を予定しているとのことです。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。当社株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法（注 6）第 27 条の 22 の 2 に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第 24 条の 6 第 1 項、令（注 7）第 4 条の 3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定とのことです。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、仮に BOZO が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同等である金額として、本株式併合前の当社株式 1 株当たり 594 円を予定しているとのことです。本自己株式取得は、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させる観点から石見陽氏から BOZO に提案したものとのことです。さらに、

本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社は、本スクイーズアウト手続完了までに公開買付者において必要となる運転資金等の諸経費の原資を確保することを目的として、公開買付者の発行する普通株式を引受ける方法又は公開買付者による自己株式処分の方法により、公開買付者へ出資（以下「本出資②」といいます。）するとのことです。なお、本出資②において調達した資金については本公開買付けの買付資金に充当しないとのことです。

(注5) BOZO は、本不応募合意株式 (BOZO) のすべてを、野村信託銀行株式会社が BOZO に対して有する貸金債権を被担保債権として、野村信託銀行株式会社に担保 (以下「本担保 (BOZO)」) といいますが、公開買付者は、本不応募合意株式 (BOZO) については、公開買付期間中又は本公開買付けの成立後に、BOZO において、本担保 (BOZO) を解除する旨の意向を BOZO より確認しております。

(注6) 「法」とは、金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。) をいいます。

(注7) 「令」とは、金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。) をいいます。

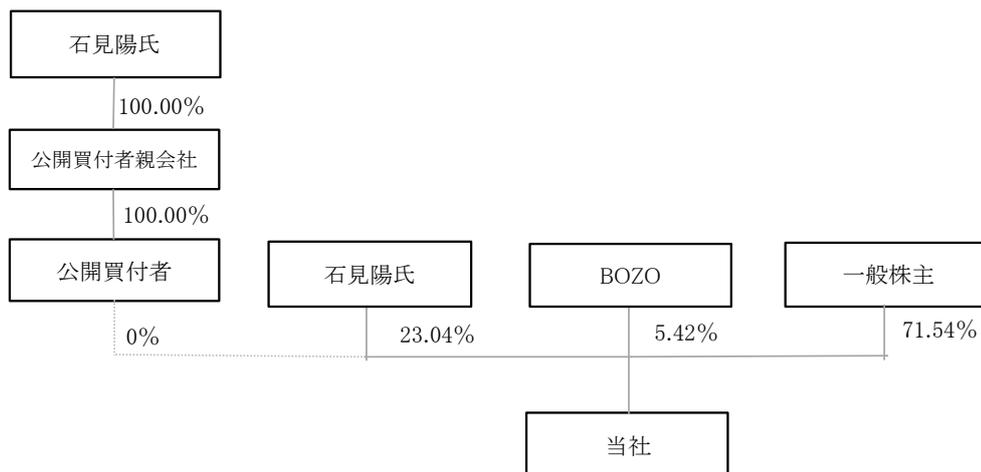
加えて、公開買付者は、最終的に (i) 公開買付者のみが当社の株主となり、かつ (ii) 公開買付親会社のみが公開買付者の株主となることを予定しており、そのために、本自己株式取得の実施後、①公開買付者を当社の唯一の株主とすることを目的として、公開買付者を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換 (以下「本株式交換①」といいます。) を実施したうえで、本株式交換①の実施後に、②公開買付者親会社を公開買付者の唯一の株主とすることを目的として、本株式交換①実施後に、公開買付者親会社を株式交換完全親会社とし、公開買付者を株式交換完全子会社とする株式交換 (以下「本株式交換②」といいます。) を実施することを、それぞれ予定しているとのことです。これらの手続に関する具体的な日程等の詳細については未定とのことです。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けに係る決済の開始日の 2 営業日前までに 1,602,000,000 円を上限として公開買付者の発行する普通株式の引受及び公開買付者による自己株式処分の方法により出資 (以下「本出資①」といいます。なお、本出資①において調達した資金については本公開買付けの買付資金に充当する予定です。) を受けるとともに、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、株式会社三菱UFJ銀行 (以下「三菱UFJ銀行」といいます。) からの借入れ (以下「本銀行融資」といいます。) により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに本銀行融資を受けることを予定しているとのことです。なお、本銀行融資に係る融資条件の詳細は、三菱UFJ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式が担保に供されるほか、本スクイーズアウト手続を通じて当社の株主が公開買付者、石見陽氏及びBOZOのみとなった後は、当社の一定の資産等が担保に供されることが予定されているとのことです。

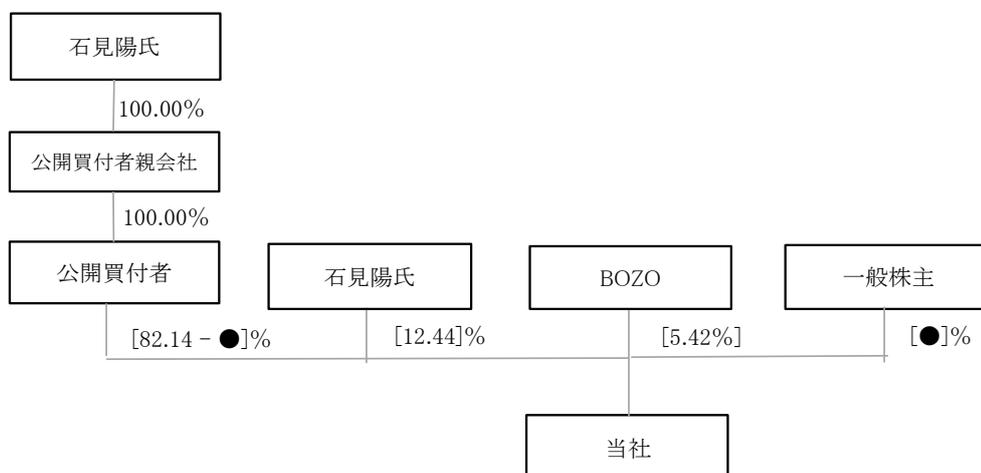
<本公開買付け及びその後の想定されている各手続のストラクチャー概要図>

以下は、本公開買付け及びその後に想定されている手続のストラクチャーの概要を図示したものととのことです。

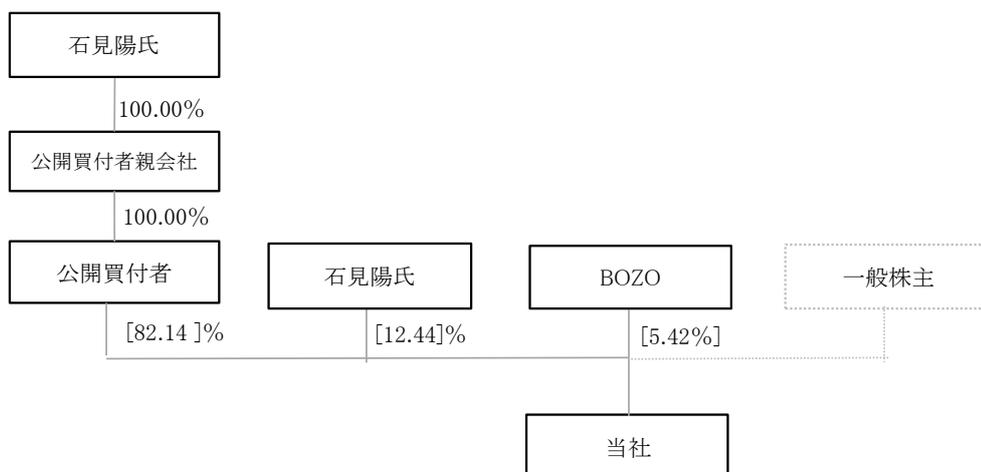
(a) 現状



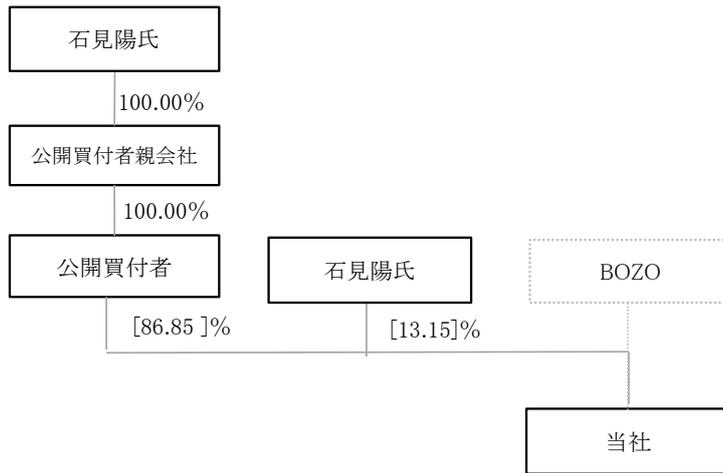
(b) 本公開買付けの成立及び、本出資①及び本出資②後(2025年7月上旬)



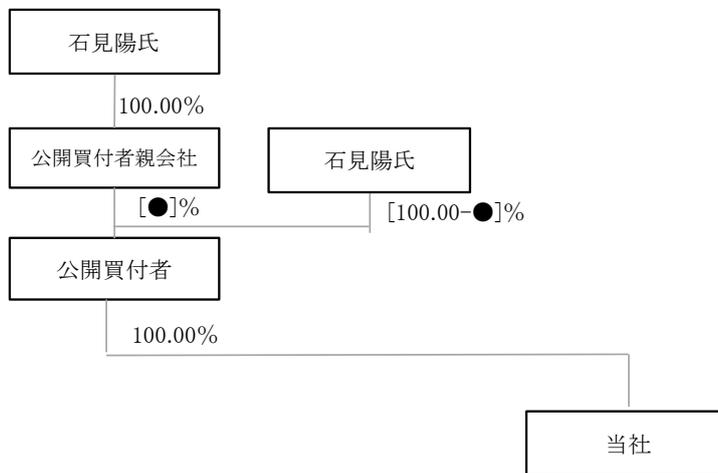
(c) 本スクイーズアウト手続実施後(2025年9月下旬)



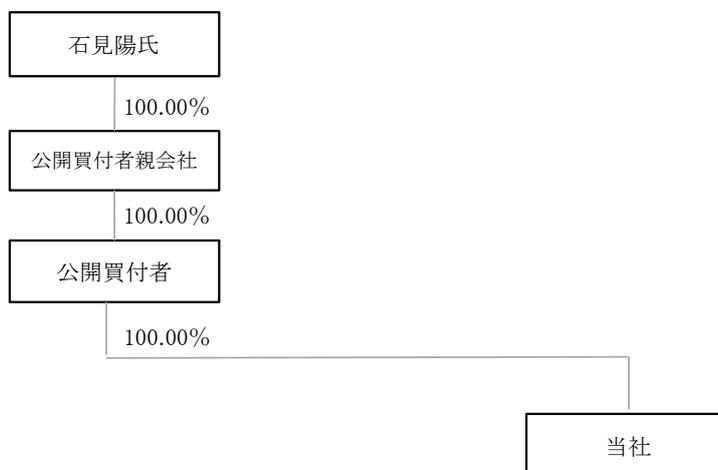
(d) 本自己株式取得実施後 (2025年9月下旬)



(e) 本株式交換①実施後



(f) 本株式交換②実施後



② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(a) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程

当社は、2004年12月に創業者の石見陽氏により株式会社メディカル・オプリージュとして設立された後、2010年4月にメドピア株式会社に商号を変更しました。

また、当社株式については、2014年6月に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、2020年9月には東京証券取引所市場第一部へ市場変更した後、2022年4月に行われた東京証券取引所の市場区分の再編に伴い、本日現在はプライム市場に上場しております。

本日現在、当社の企業グループは、当社、完全子会社3社及び関連会社1社（以下「当社グループ」といいます。）で構成されており、当社グループは、グループミッションである「Supporting Doctors, Helping Patients.（医師を支援すること。そして患者を救うこと。）」を実現すべく、医師向けコミュニティサービスを中心とした「医師プラットフォーム事業」、製薬会社等へのBPO事業を行う「マーケティング支援事業」、医療機関・医療現場の業務効率化をサポートする「医療機関支援プラットフォーム事業」を展開しております。各事業の概要は以下のとおりです。

(i) 医師プラットフォーム事業

医師プラットフォーム事業（以下「医師PF事業」といいます。）では、国内医師の約半数が利用し、医療現場における医師発の生の情報を共有する医師集合知プラットフォームである「MedPeer」サイトを運営し、全国のあらゆる医師が一堂に集まる「場」をインターネット上に設けております。医師会員は、「MedPeer」サイトに蓄積される医師の集合知（不特定多数の知見を蓄積し、分析、体系化することで生成される情報）等を中心とした様々な情報を得ることで、臨床ないし医療技術の研鑽に役立てることができます。また、製薬企業に対して医療用医薬品などの広告掲載枠を提供するとともに、「医師集合知」を活用した製薬企業のマーケティング戦略の立案・実効・運用支援サービスにより収益を確保しております。

(ii) マーケティング支援事業

マーケティング支援事業では、製薬企業に対してコントラクトMRを派遣するサービスや、医療機器・製薬企業向けの販促コンテンツ制作サービスを展開しております。

(iii) 医療機関支援プラットフォーム事業

医療機関支援プラットフォーム事業（以下「医療機関支援PF事業」といいます。）では、病院、クリニック、薬局などの医療機関に対して、医療機関や医療現場の業務効率化を支援する各種DXサービスを提供しております。

当社は、創業20年目にあたる2024年9月期を構造改革期と位置づけ、1年間でドラスティックな事業構造の転換を行いました。事業の集中領域を医師PF事業及び医療機関支援PF事業の2つに定め、当社の連結子会社を通じて営んでいた予防医療プラットフォーム事業を他社へ譲渡したほか、連結子会社であったクラウドクリニック株式会社の売却、介護関連など複数の新規事業からの撤退を実行しております。また、中期経営計画の再策定も行い、2027年9月期までの3年間で「プラットフォーム強化期」と位置づけ、医師PF事業及び医療機関支援PF事業、とりわけ前者に集中的な投資を行い、長期的な事業成長を実現する上での基盤となるプラットフォーム構築と強化に集中する方針を明確にした、「新中期経営計画」（以下「新中計」といいます。）を2024年5月に公表しました。さらに、2024年12月18日付で石見陽氏が代表取締役社長CEOを退き取締役会長となり、また、後藤直樹氏が取締役兼執行役員副社長COOを退き代表取締役兼執行役員社長CEOとなるという経営体制の変更をしており、この経営体制の変更は、(i) 後藤直樹氏が代表取締役兼執行役員社長CEO

に就任し、業務執行権をもってグループ全体を管掌し既存事業の拡大に努めていくこと、(ii) 医師であり創業者である石見陽氏が医師をはじめとしたステークホルダーとのリレーションの構築・深化を進めること、新たな事業領域の探索に注力するとともに、取締役会議長として執行を監督しグループ全体のガバナンスの向上に貢献することと、それぞれの役割を明確にし、強固に連携していくことで、中期経営計画で掲げた取り組みをさらに加速させ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。

一方、石見陽氏は、当社の置かれている事業環境については薬価引き下げに伴う製薬会社の業績低迷が続いており、製薬会社を売上先とする当社にとって年々厳しさを増していると認識しているとのことです。石見陽氏としては、当社が2024年9月期に事業の選択と集中を余儀なくされたことに表されているように、当社グループの中核事業である医師PF事業を取り巻く事業環境は急激に変化し、これまでの拡大路線（売上高の成長に注力）から、経営資源を中核事業へと集中させる必要に迫られていると認識しているとのことです。具体的には、当社の国内医師18万人が利用する医師会員専用コミュニティ「MedPeer」サイトは製薬企業のオンラインを通じたマーケティング活動支援に強みを有しているところ、COVID-19の影響で、製薬企業のマーケティング活動がオンライン/デジタル領域に急速にシフトしていたことに起因し、「MedPeer」サイトを通じたマーケティングの引き合いが多く、需要の取り込みが容易であった一方、COVID-19の5類移行後はオンライン/デジタル領域からリアルへのやり戻しが想定以上に強く、デジタル×リアルのハイブリッドマーケティングを標榜する製薬企業への提案を可能とするコンテンツ開発及び営業組織の強化が急務となっていると認識しているとのことです。当社は、2024年5月に新中計を公表し、2027年9月期に合計売上高200億円超（注8）・営業利益25億円（※投資性費用枠を除く。）を目指す戦略を市場に公表しておりますが、この期間内に医師・患者会員獲得に要する広告費用や専門医向けコンテンツの制作費用を中心に、最大30億円の先行投資を見込む内容であることもあり、一時的に利益及びキャッシュ・フローが悪化する可能性は否定できず、短期的な業績・財務状況への影響をリスクと認識する資本市場の評価から、新中計発表直前である2024年5月13日の終値として700円をつけて以降、終値が700円を上回ることはなく、2025年3月31日には終値が450円にまで下落し、株価は低迷を続けているとのことです。そして現在では、流通株式時価総額100億円というプライム市場の上場維持基準への不適切な状況が1年以上続いており、対策が迫られている状況と認識しているとのことです。

（注8）2024年8月には、予防医療プラットフォーム事業からの撤退を踏まえ、2027年9月期の売上高を177億円超とする内容に修正されております。

このような事業環境の下、石見陽氏は、当社グループが、中長期的に企業価値の向上につながる新中計の内容を含む各種施策をより積極的かつ確実に実施することで新たな成長基盤を構築する必要があり、一過性の財務負担が生じる可能性がありながらも、短期的な株価にとらわれずに着実に事業を推進できる経営体制が当社グループにとって不可欠であると2024年11月下旬に考えるに至ったとのことです。そこで、具体的に以下の施策（以下「本施策」といいます。）を実施することにより、当社グループを取り巻く激変する事業環境下において、更なる企業価値の向上を図ることを目指したいと考えているとのことです。

（i）医師PF事業のコンテンツ拡充・会員基盤強化

2030年に900億円の市場規模へ成長が見込まれると言われているがん疾患等の「スペシャリティ領域」（注9）のWEBマーケティング需要取込を加速させることを考えているとのことです。当社が本年1月にリリースした、がん専門医向け論文キュレーションメディア「ClinPeer」の開発をはじめとする、コンテンツ投資をより強化し、スペシャリティ領域へのシフトに対応する医師会員基盤を確立させたいと考えているとのことです。同時に、医師会員基盤強化のため、広告宣伝費の積極的な投入を実施するとのことです。

コンテンツ投資並びに広告宣伝費等に対して3ヶ年で、医師・患者会員獲得に要する広告費用や専門医向けコンテンツの制作費用を中心とした最大30億円の投資を実施することで、医師同士の双方向型コミュニティサイトという当社の競争優位性が活きる「スペシャリティ領域」で更なる強みを深化し、成長市場以上にシェア拡充を図り他の追随を許さない確固たるポジションを構築できると考えているとのことです。

(注9) スペシャリティ領域とは、希少疾患や難病など、専門性が高く、特定の疾患や治療を対象とする医薬品を扱う領域のことをいいます。

(ii) 営業体制強化・グループシナジーの追求

新体制への変更以降の徹底したKPI管理により、特に医師PF事業における製薬企業向け営業の生産性は改善基調にあります。これを医療機関支援PF事業を含む全社に波及させ、大学病院を中心とした病床数200以上の病院への重点営業を行うことを考えております。特に病床数200以上の病院においては、当該病院に日常的に患者を紹介する病床数20未満の診療所に対して当該病院のITシステムと同種のシステムを診療所に対して紹介している例が多いことから、病床数200以上の病院を医療機関支援PF事業のユーザーとして獲得した場合、当該病院のみならず当該病院に日常的に患者を紹介するそれらの診療所も併せて医療機関支援PF事業のユーザーとして獲得することが期待でき、これにより顧客基盤の更なる拡大が可能と考えているとのことです。

また、営業のプロセス化を徹底し、予算目標から逆算した商談件数や提案件数のKPI管理を通じた生産性改善を図ることによる、営業体制の強化を考えているとのことです。具体的には、①製薬会社向けの営業においては、ターゲット顧客となる製薬会社が公開する新薬パイプライン情報の検討分析を徹底し、上市タイミングを見据え、競合他社に先行した提案活動の実践及び提案活動の標準化や、②新規営業に関する問い合わせ対応中心の現行体制から、能動的な営業活動による顧客開拓体制への転換に向けたプロセスの構築を図りたいと考えているとのことです。また、上記取り組みを加速度的に実践するために、営業のプロセス化の経験・スキルを持った高度人材の確保が重要と考えているとのことです。

さらに、これまで当社グループにおいて欠けていたコングロマリット企業の経営戦略の経験を有する人材を採用し、グループ横断的なマーケティング戦略の立案を担当させることにより、これまで人材不足から対応が十分とはいえなかった当社の連結子会社のうち、製薬会社の販促コンテンツ企画・製作を請け負う株式会社コルボや、MR派遣を行うMIフォース株式会社との相互の顧客紹介を通じて、医師PF事業への出稿ニーズへの早期アクセスを通じた顧客数増加に加え、広告出稿後における後工程の対面営業まで提供サービスを拡大することで、顧客単価を増額し、グループシナジーを追及することが可能と考えているとのことです。

(iii) 医療機関支援PF事業を起点とした医療ビッグデータ分析市場への進出

富士経済研究所の分析によると、医療ビッグデータ分析市場の市場規模は2022年に350億円であり、2035年には760億円に拡大することが見込まれており、今後大きな成長が期待できる魅力的な市場であることが伺えるとのことです。

当該市場においては、当社が展開する調剤薬局予約システムである「やくばと」を通じた医療機関及び患者とのプラットフォームは、広範なデータカバレッジや、患者を中心とした地域における診療経過と併せた投薬情報の収集により、既存競合企業への競争優位性を構築できる可能性を有すると考えているとのことです。

一方、当該市場は、匿名化データベースの構築・運用のためのデータエンジニアの確保や、一定数量及び年数のデータサンプルを短期間で確保するためのM&A活用が必要であり、短期的な収益悪化を伴う可能性がある先行投資を行わなければならない、非上場化し、長期的視点に立った果敢な投資が実行可能な体制を整備した上で、当該市場への積極的な参入を図りたいと考えているとのことです。

石見陽氏は、中長期的に当社の企業価値向上が期待される新中計の内容を含む本施策を推進し、新中計で計画されている、最大 30 億円の戦略的な投資性費用を適時に投入することが必要不可欠であると認識しているとのことです。しかしながら、計画している投資には売上貢献までに一定期間を要するものも含まれており、かつ実際の投資実行する過程での事業環境の変化等により収益化までの期間が想定以上に長くなったり、所期の計画通りの成果を実現しなかったりする可能性もあり、そのような場合、短期的な業績悪化等を招くことにより、株主の皆様のご期待に沿えず、当社株式の価格が下落し、当社の一般株主の皆様に対して不利益を与えてしまう可能性があるとのことです。特に当社は現在、流通株式時価総額についてプライム市場の上場維持基準に適合していないところ、積極的な成長投資の結果当社の株価が下落した場合には当該上場維持基準を充足できなくなることから、東京証券取引所スタンダード市場への移行等を検討せざるを得ず、その場合には当社株式はプライム市場を投資対象とするインデックスファンド等の投資対象から外れることとなり、それに伴い、株価が、当社グループの業績等と関連なく中長期的に今以上に下落する可能性があると考えているとのことです。他方、上場維持基準への不適合脱却の観点から、短期的に堅調な収益を維持することに重点を置き投資性費用を抑えることも考えられますが、その場合、必要な投資が十分に出来ず、中長期的な企業価値向上が困難となり、中長期的な観点からはかえって株主の皆様にも不利益を被らせることになると考えているとのことです。

以上のような検討を踏まえ、石見陽氏は、2024 年 11 月下旬から、当社株式の非公開化について具体的な検討を開始したとのことです。石見陽氏は、2025 年 1 月下旬、本取引を通じてマネジメント・バイアウト (MBO) の手法により当社株式を非公開化することが、短期的な業績悪化や上場維持基準への不適合な状況による当社株式の株価の下落により当社の一般株主の皆様が当社株式の売却機会を失うリスクを回避しつつ、中長期的な視点で当社グループの事業構造の改革を推進するための経営体制を構築することができるという点で、最も有効な手段であると考えたとのことです。これは、2004 年の創業以来受け継がれてきた創業の精神や経営理念、確立してきた企業文化等を理解し、かつ、当社グループの各ステークホルダーとの関係を維持しつつも、速やかに本施策を推進していくためには、第三者による又は石見陽氏及び第三者との協働による非公開化ではなく、マネジメント・バイアウト (MBO) として本取引を実行し、変革の方針を石見陽氏自ら当社グループ内において明確に示し、当社グループ経営陣及び社員が一丸となり推進することが当社グループにおける中長期的な事業構造の改革の推進に最も資するとの考えに至ったことが理由であるとのことです。なお、当社株式の非公開化により、資本市場からエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、社会的な信用の向上といったこれまで上場会社として享受してきたメリットを享受することができなくなる可能性があるものの、石見陽氏は、昨今の間接金融における低金利環境等を考慮すると、当面の間、エクイティ・ファイナンスの必要性は高くなく、また、当社のブランド力や社会的な信用は事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きいと考えていること、当社の「MedPeer」サイトは医師の半数以上が会員であり業界での認知度は非常に高いと考えており、取引関係にも影響はないと考えていること、加えて、インセンティブや労働環境を適切に工夫することで優秀な人材確保を継続できると考えていることから、今後も継続して当社株式の上場を維持する必要性は限定的と考えているとのことです。

そこで、石見陽氏は、2025 年 3 月 10 日、当社に、本取引の実施に向けた協議・交渉の申し入れを行ったとのことです。その後、石見陽氏は 2025 年 3 月 10 日に当社から、本取引の提案を検討するための特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けたとのことです。これを受け、石見陽氏は、本公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を含む本取引の諸条件等の検討を進めてきたとのことです。2025 年 3 月 24 日、本特別委員会の第 3 回会合にて本取引を提案する

に至った検討過程、本取引後に想定している本施策の内容、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、並びに本取引後に予定している当社の経営方針等に関するインタビューが実施され、石見陽氏は回答者として出席したとのことです。

そして、石見陽氏は、当社より開示を受けた単体決算資料・連結決算資料等の財務情報や要員計画・取引先別案件明細を中心とした各事業の業績管理情報等の資料、2025年3月中旬から2025年4月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンス（以下「本デュー・ディリジェンス」といいます。）について同日までの検討状況等に基づく当社の事業及び財務の状況を多面的かつ総合的に分析し、また、当社の市場株価が提案日までの過去6ヶ月間において取引時間中の最高値が605円であったこと等の市場株価を踏まえた本公開買付けに対する応募株式数の見通し等を総合的に勘案し、2025年4月8日に、当社に対して、本公開買付価格を620円（提案日の前営業日である2025年4月7日のプライム市場における当社株式の終値352円に対して76.14%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値459円（円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値において同じです。）に対して35.08%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値472円に対して31.36%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値494円に対して25.51%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、本新株予約権における1株当たりの行使価額が620円を上回っていることから、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格（以下「本新株予約権価格」といいます。）を1円とする旨の初回の価格提案を行ったとのことです。これに対して、公開買付者は、2025年4月9日に、当社より、本特別委員会における議論を踏まえ、本公開買付価格に係る当該提案価格は、当社の一般株主の利益に十分に配慮したものとは到底いえないことを理由に本公開買付価格を再検討するよう要請する旨の回答を受けたとのことです。

当社からの要請を受け、公開買付者は、本デュー・ディリジェンスについて同日までの検討状況等に基づく当社の事業及び財務の状況を多面的かつ総合的に分析し、また、当社の市場株価が提案日までの過去6ヶ月間において取引時間中の最高値が605円であったこと等の市場株価を踏まえた本公開買付けに対する応募株式数の見通し等を総合的に勘案し、2025年4月15日に、当社に対して、(a)本公開買付価格を665円（提案日の前営業日である2025年4月14日のプライム市場における当社の終値427円に対して55.74%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値442円に対して50.45%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値467円に対して42.40%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値487円に対して36.55%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、本新株予約権における1株当たりの行使価額が665円を上回っていることから、本新株予約権価格を1円とする旨の提案、(b)本公開買付けの公開買付期間を30営業日とすること、(c)本公開買付けにおける買付予定数の下限については、本公開買付け直前における石見陽氏及びBOZOが保有する株式と合算して、本基準株式数を基礎として計算された総議決権数の3分の2を確保できる水準として設定する予定であることについて、書面で提案を行ったとのことです。これに対して、公開買付者は、2025年4月16日に、当社より、本特別委員会における議論を踏まえ、本公開買付価格に係る当該提案価格は、当社の一般株主の利益に十分に配慮したものとはいえないことを理由に本公開買付価格を再検討するよう要請する旨の回答を受けたとのことです。

当社からの要請を受け、公開買付者は、本デュー・ディリジェンスについて同日までの検討状況等に基づく当社の事業及び財務の状況を多面的かつ総合的に分析し、また、当社の市場株価が提案日までの過去6ヶ月間において取引時間中の最高値が605円であったこと等の市場株価の動向を踏まえ、本公開買付けに対する応募株式数の見通し等を総合的に勘案し、2025年4月21日に、当社に対して、本公開買付価格を685円（提案日の前営業日である2025年4月18日のプライム市場における当社株式の終値442円に対して54.98%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値436円に対して57.11%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値466円に対して47.00%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値482円に対して42.12%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、本新株予約権における1株当たりの行使価額が685円を上回っていることから、本新株予約権価格を1円とする旨の価格提案を行

ったとのことです。これに対して、公開買付者は、2025年4月22日に、当社より、本特別委員会における議論を踏まえ、本公開買付価格に係る当該提案価格は、当社の一般株主の利益に十分に配慮したもとはいないことを理由に本公開買付価格の更なる引き上げを要請する旨の回答を受けたとのことです。

当社からの要請を受け、公開買付者は、本デュー・ディリジェンスについて同日までの検討状況等に基づく当社の事業及び財務の状況を多面的かつ総合的に分析し、また、当社の市場株価が提案日までの過去6ヶ月間において取引時間中の最高値が597円であったこと等の市場株価の動向を踏まえ、本公開買付けに対する応募株式数の見通し等を総合的に勘案し、2025年5月2日に、当社に対して、本公開買付価格を695円（提案日の前営業日である2025年5月1日のプライム市場における当社株式の終値459円に対して51.42%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値428円に対して62.38%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値466円に対して49.14%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値474円に対して46.62%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、本新株予約権における1株当たりの行使価額が695円を上回っていることから、本新株予約権価格を1円とする旨の価格提案を行ったとのことです。これに対して、公開買付者は、2025年5月7日に、当社より、本特別委員会における議論を踏まえ、本公開買付価格に係る当該提案価格は、当社の実現しうる本源的価値や、中長期的に当社株式を継続保有する少数株主の利益確保の観点を考慮し、少数株主にとって十分な公開買付価格をご提案いただくことが肝要であることを理由に本公開買付価格の更なる引き上げを要請する旨の回答を受けたとのことです。

当社からの要請を受け、公開買付者は、2025年5月12日に、当社に対して、公開買付者が検討できる最大限の価格として本公開買付価格を700円（提案日の前営業日である2025年5月9日のプライム市場における対象者株式の終値474円に対して47.68%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値445円に対して57.30%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値466円に対して50.21%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値471円に対して48.62%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、本新株予約権における1株当たりの行使価額が700円を上回っていることから、本新株予約権価格を1円とする旨の最終提案を行ったとのことです。これに対して、公開買付者は、2025年5月13日に、当社より、本特別委員会における議論を踏まえ、公開買付者による最終提案を応諾した旨の回答を受けたとのことです。

これらの協議・交渉を重ねた上で、公開買付者は、2025年5月14日、本取引の一環として、本公開買付価格を700円、本新株予約権価格を1円として本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

(b) 本公開買付け後の経営方針

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）に該当し、当社の取締役会長である石見陽氏は、本公開買付け終了後も継続して、当社の取締役会長として経営にあたることを予定しており、上記「(a) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程」に記載の経営施策を推進する予定とのことです。なお、公開買付者は、当社のその他の取締役及び監査役との間で、本公開買付け後の役員就任や処遇について何ら合意も行っていないとのことです。本公開買付け実施後の当社の役員構成を含む経営体制の詳細については、本公開買付けの成立後、当社と協議しながら決定していく予定とのことです。原則として現在の経営体制を維持することを予定しているとのことです。

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は、上記「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(a) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者より、2025年3月10日付で、

意向表明書（以下「本意向表明書」といいます。）を受領しました。当社は本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、下記「（6）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保すべく、2025年3月上旬に、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）を、それぞれ本特別委員会の承認を得られることを条件として選任し、西村あさひから受けた本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定に関する留意点等についての法的助言を踏まえ、公開買付者、公開買付者親会社、BOZO、石見陽氏及び当社並びに本取引の成否から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための社内における検討体制の構築（なお、社内における検討体制の構築の詳細については、下記「（6）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「④当社における独立した検討体制の構築」をご参照ください。）を開始しました。さらに、当社は、当社の一般株主の皆様の保護を目的として、本取引における公正性の担保、本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の観点から本取引の公正性を担保する措置の一つとして、2025年3月10日開催の当社取締役会において、本特別委員会（なお、本特別委員会の委員の構成及び具体的な活動内容等については、下記「（6）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）を設置する旨を決議いたしました。本特別委員会は、2025年3月13日に、公開買付者、公開買付者親会社、BOZO、石見陽氏、当社並びに本取引の成否からの独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、当社のファイナンシャル・アドバイザーとしてのプルータスの選任、並びにリーガル・アドバイザーとしての西村あさひの選任をそれぞれ承認しております。また、本特別委員会は2025年3月17日に、プルータスを当社の第三社算定機関としての選任を承認しております。上記体制の下、当社は、本公開買付価格を含む本取引の条件等に関する交渉方針について意見や指示を受ける等公開買付者との交渉において本特別委員会より意見、指示及び要請を受けるとともに、プルータス及び西村あさひの助言を受けながら、本意向表明書に記載された本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が当社に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向を踏まえ、公開買付者との間で上記「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、協議・検討を重ねてきました。具体的には、2025年3月24日、本特別委員会の第3回会合にて本取引を提案するに至った検討過程、本取引後に想定している本施策の内容、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他の影響の内容及び程度、本取引後に予定している当社の経営方針、並びに本取引の条件等に関するインタビューを石見陽氏に対して実施しました。

また、当社は、公開買付者から、2025年4月8日に、本デュー・ディリジェンスの結果等に基づく当社の事業及び財務の状況を多面的かつ総合的に分析し、また、当社の市場株価の動向を踏まえた本公開買付けに対する応募株式数の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を620円（提案日の前営業日である2025年4月7日のプライム市場における当社株式の終値352円に対して76.14%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値459円に対して35.08%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値472円に対して31.36%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値494円に対して25.51%のプレミアムをそれぞれ加えた価格）、各新株予約権における1株当たりの行使価額がいずれも本公開買付価格を上回っていることを理由に本新株予約権価格を1円とする旨の提案を書面で受領いたしました。

これに対して、当社は、2025年4月9日、本特別委員会における議論を踏まえ、公開買付者に対して、本公開買付価格に係る当該提案価格は、当社の一般株主の利益に十分に配慮したものとはいえない

ことを理由に提案内容の再検討の要請を行いました。

そして、当社は、公開買付者から、2025年4月15日に、本デュー・ディリジェンスの結果等に基づく当社の事業及び財務の状況を多面的かつ総合的に分析し、また、当社の市場株価の動向を踏まえた本公開買付けに対する応募株式数の見通し等を総合的に勘案し、(a)本公開買付価格を665円(提案日の前営業日である2025年4月14日のプライム市場における当社株式の終値427円に対して55.74%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値442円に対して50.45%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値467円に対して42.40%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値487円に対して36.55%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)、各新株予約権における1株当たりの行使価額がいずれも本公開買付価格を上回っていることを理由に本新株予約権価格を1円とする旨の提案、(b)本公開買付けの公開買付期間を30営業日とすること、(c)本公開買付けにおける買付予定数の下限については、本公開買付け直前における石見陽氏及びBOZOが保有する株式と合算して、本基準株式数を基礎として計算された総議決権数の3分の2を確保できる水準として設定する予定であることを書面で受領いたしました。

これに対して、当社は、2025年4月16日、本特別委員会における議論を踏まえ、公開買付者に対して、当社の実現しうる本源的価値や、中長期的に当社株式を継続保有する一般株主の利益確保の観点から、本公開買付価格に係る当該提案価格は、当社の一般株主の利益に十分に配慮したものとはいえないとして、本公開買付価格の再検討の要請を行いました。

その後、当社は、公開買付者から、2025年4月22日に、本デュー・ディリジェンスの結果等に基づく当社の事業及び財務の状況を多面的かつ総合的に分析し、また、当社の市場株価の動向を踏まえた本公開買付けに対する応募株式数の見通し等を総合的に勘案し、(a)本公開買付価格を685円(提案日の前々営業日である2025年4月18日のプライム市場における当社株式の終値442円に対して54.98%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値436円に対して57.11%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値466円に対して47.00%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値482円に対して42.12%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)、各新株予約権における1株当たりの行使価額がいずれも本公開買付価格を上回っていることを理由に本新株予約権価格を1円とする旨の提案、(b)本公開買付けの公開買付期間を30営業日とすること、(c)本公開買付けにおける買付予定数の下限については、本公開買付け直前における石見陽氏及びBOZOが保有する株式と合算して、本基準株式数を基礎として計算された総議決権数の3分の2を確保できる水準として設定する予定であることを書面で受領いたしました。

これに対して、当社は、2025年4月22日、本特別委員会における議論を踏まえ、公開買付者に対して、当社の実現しうる本源的価値や、中長期的に当社株式を継続保有する一般株主の利益確保の観点から、本公開買付価格に係る当該提案価格は、当社の一般株主の利益に十分に配慮したものとはいえないとして、本公開買付価格の引き上げの検討を要請しました。

その後、当社は、公開買付者から、2025年5月2日に、本デュー・ディリジェンスの結果等に基づく当社の事業及び財務の状況を多面的かつ総合的に分析し、また、当社の市場株価の動向を踏まえた本公開買付けに対する応募株式数の見通し等を総合的に勘案し、(a)本公開買付価格を695円(提案日の前営業日である2025年5月1日のプライム市場における当社株式の終値459円に対して51.42%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値428円に対して62.38%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値466円に対して49.14%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値474円に対して46.62%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)、各新株予約権における1株当たりの行使価額がいずれも本公開買付価格を上回っていることを理由に本新株予約権価格を1円とする旨の提案、(b)本公開買付けの公開買付期間を30営業日とすること、(c)本公開買付けにおける買付予定数の下限については、本公開買付け直前における石見陽氏及びBOZOが保有する株式と合算して、本基準株式数を基礎として計算された総議決権数の3分の2を確保できる水準として設定する予定であることを書面で受領いたしました。

これに対して、当社は、2025年5月7日、本特別委員会における議論を踏まえ、公開買付者に対して、当社の実現しうる本源的価値や、中長期的に当社株式を継続保有する一般株主の利益確保の観点を考慮し、少数株主にとって十分な公開買付価格を提案いただくことが肝要であるとして、本公開買付価格の

更なる引き上げの検討を要請しました。

そして、当社は、公開買付者から、2025年5月12日に、本デュー・ディリジェンスの結果等に基づく当社の事業及び財務の状況を多面的かつ総合的に分析し、また、当社の市場株価の動向を踏まえた本公開買付けに対する応募株式数の見通し等を総合的に勘案し、(a)本公開買付価格を700円(提案日の前営業日である2025年5月9日のプライム市場における当社株式の終値474円に対して47.68%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値445円に対して57.30%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値466円に対して50.21%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値471円に対して48.62%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)、各新株予約権における1株当たりの行使価額がいずれも本公開買付価格を上回っていることを理由に本新株予約権価格を1円とする旨の提案、(b)本公開買付けの公開買付期間を30営業日とすること、(c)本公開買付けにおける買付予定数の下限については、本公開買付け直前における石見陽氏及びBOZOが保有する株式と合算して、本基準株式数を基礎として計算された総議決権数の3分の2を確保できる水準として11,262,835株を設定する予定であることを書面で受領いたしました。

これに対して、当社は、2025年5月13日、本特別委員会における議論を踏まえ、公開買付者に対して、当社取締役会で承認されることを条件として、本公開買付価格、本新株予約権価格、本公開買付けの公開買付期間並びに本公開買付けにおける買付予定数の下限をもって、本取引に賛同するとともに、当社の株主に対して、本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを予定している旨の回答をいたしました。

さらに、当社は、リーガル・アドバイザーである西村あさひから、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、本特別委員会から2025年5月14日付で答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けました(本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)。また、当社は、プルータスから、2025年5月13日付で当社株式に係る株式価値算定書(以下「本算定書」といいます。)の提供も受けております(本算定書の概要については、下記「(3)算定に関する事項」をご参照ください。)

その上で、当社は、リーガル・アドバイザーである西村あさひから受けた法的助言及び第三者算定機関であるプルータスから取得した本算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行いました。

その結果、当社は、以下の点等を踏まえると、上記「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(a)公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程」に記載の公開買付者が企図する本施策の内容は合理的であり、本取引が当社の企業価値向上に資するものであると考えるに至りました。

上記「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(a)公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、石見陽氏は、当社の置かれている事業環境については薬価引き下げに伴う製薬会社の業績低迷が続いており、製薬会社を売上先とする当社にとって年々厳しさを増していると認識しているとのことですが、当社としても、この点について同様の認識を有しており、当社が2024年9月期に事業の選択と集中を余儀なくされたことに表されているように、当社グループの中核事業である医師PF事業を取り巻く事業環境は急激に変化し、これまでの拡大路線(売上高の

成長に注力) から、経営資源を中核事業へと集中させる必要に迫られていると考えております。具体的には、当社の国内医師 18 万人が利用する医師会員専用コミュニティ「MedPeer」サイトは製薬企業のオンラインを通じたマーケティング活動支援に強みを有していると考えているところ、COVID-19 の影響で、製薬企業のマーケティング活動がオンライン/デジタル領域に急速にシフトしていたことに起因し、「MedPeer」サイトを通じたマーケティングの引き合いが多く、需要の取り込みが容易でしたが、COVID-19 の 5 類移行後はオンライン/デジタル領域からリアルへのやり戻しが想定以上に強く、デジタル×リアルのハイブリッドマーケティングを標榜する製薬企業への提案を可能とするコンテンツ開発及び営業組織の強化が急務となっていると認識しております。当社は、2024 年 5 月に新中計を公表し、2027 年 9 月期に合計売上高 200 億円超・営業利益 25 億円 (※投資性費用枠を除く。)を目指す戦略を市場に公表しておりますが、この期間内に医師・患者会員獲得に要する広告費用や専門医向けコンテンツの制作費用を中心に、最大 30 億円の先行投資を見込む内容であることもあり、一時的に利益及びキャッシュ・フローが悪化する可能性は否定できず、短期的な業績・財務状況への影響をリスクと認識する資本市場の評価から、新中計発表直前である 2024 年 5 月 13 日の終値として 700 円をつけて以降、終値が 700 円を上回ることなく、2025 年 3 月 31 日には終値が 450 円にまで下落し、株価は低迷を続けております。そして現在では、流通株式時価総額 100 億円というプライム市場の上場維持基準への不適合な状況が 1 年以上続いており、対策が迫られている状況と認識しております。

このような事業環境の下、当社は石見陽氏から、協議・交渉の過程において、上記「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(a) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、短期的には財務負担となる可能性がありながらも、中長期的に企業価値の向上につながる新中計の内容を含む各種施策をより積極的かつ確実に実施することで新たな成長基盤を構築する必要があり、そのために短期的な株価にとらわれずに着実に事業を推進できる経営体制が当社グループにとって不可欠であると 2024 年 11 月下旬頃に考えるに至ったとの伝達を受けております。具体的には、当社において、(i) 医師 PF 事業のコンテンツ拡充・会員基盤強化、(ii) 営業体制強化・グループシナジーの追求、(iii) 医療機関支援 PF 事業を起点とした医療ビッグデータ分析市場への進出を実施することにより、当社グループを取り巻く激変する事業環境下において、更なる企業価値の向上を図ることを提案され、当社としても、かかる本施策の必要性について慎重に検討いたしました。その結果、当社としても、新中計の内容を含む本施策を推進していくことで、中長期的に見れば当社の企業価値向上が期待されるものと認識しており、本施策には新中計で計画されている、医師・患者会員獲得に要する広告費用や専門医向けコンテンツの制作費用を中心とした最大 30 億円の戦略的な投資性費用を適時に投入することや新中計以降の期間も見据えた、医療機関支援 PF 事業を起点とした医療ビッグデータ分析市場への進出への先行投資が必要不可欠であると考えております。

しかしながら、計画している投資には売上貢献までに一定期間を要するものも含まれており、かつ実際の投資実行する過程での事業環境の変化等により収益化までの期間が想定以上に長くなったり、所期の計画通りの成果を実現しなかったりする可能性もあり、そのような場合、短期的な業績悪化等を招くことにより、株主の皆様のご期待に沿えず、当社株式の価格が下落し、当社の一般株主の皆様に対して不利益を与えてしまう可能性があると考えております。また、当社は現在、2022 年 4 月 4 日に実施された東京証券取引所の市場区分の見直しにおいて、新市場区分であるプライム市場の上場維持基準として、流通株式時価総額 100 億円以上の基準が設けられている中、本計画書に記載のとおり 2024 年 9 月 30 日現在における当社の流通株式時価総額が 79 億円であり、本日現在も当社株式の株価は低迷していることを踏まえると、当該基準への抵触により、将来的に当社の上場維持が困難となるおそれがあると認識しております。他方、上場維持基準への不適合脱却の観点から、短期的に堅調な収益を維持することに重点を置き投資性費用を抑えることも考えられますが、その場合、必要な投資が十分に出来ず、中長期

的な企業価値向上が困難となり、中長期的な観点からはかえって株主の皆様にも不利益を被らせることになるとの認識を有しております。当社としても、当社のおかれている事業環境等を踏まえ、積極的かつ確実に新中計の内容を含む本施策を実施することが必要であるとと考えております。

このような状況下において、当社としては、当社の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記の悪影響を回避しつつ、中長期的な視点から当社の企業価値を向上させるためには、公開買付者によるマネジメント・バイアウト（MBO）の手法により当社株式を非公開化することが、短期的な業績悪化や上場維持基準への不適合な状況による当社株式の株価の下落及び当社株式の上場廃止により当社の一般株主の皆様が当社株式の売却機会を失うリスクを回避しつつ、中長期的な視点で当社グループの事業構造の改革を推進するための経営体制を構築することができるという点で、最も有効な手段であると考えました。これは、当社としても、2004年の創業以来受け継がれてきた創業の精神や経営理念、確立してきた企業文化等を理解し、かつ、当社グループの各ステークホルダーとの関係を維持しつつも、速やかに上記の施策を推進していくためには、第三者による又は石見陽氏及び第三者との協働による非公開化ではなく、マネジメント・バイアウト（MBO）として本取引を実行し、変革の方針を石見陽氏自ら当社グループ内において明確に示し、当社グループ経営陣及び社員が一丸となり推進することが当社グループにおける中長期的な事業構造の改革の推進に最も資するとの考えに至ったためであります。

なお、当社が当社株式の非公開化を行った場合には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として当社が享受してきた社会的な信用や知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等に影響を及ぼす可能性が考えられます。しかしながら、当社がこれまで金融機関からの借入れによる調達をしてきた実績も踏まえ、資金調達に対する影響は軽微であると考えております。加えて、インセンティブや労働環境を適切に工夫することで優秀な人材確保を継続できると考えていること、また、当社のサービスは医師の約半数が会員であり、医療業界での認知度は非常に高く、既存取引先である製薬企業等からも認知されているため、取引関係にも影響はないと認識していることから、当社株式の非公開化のデメリットは限定的であると考えております。そのため、当社は、本日開催の取締役会において、当社株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回るものと判断いたしました。

当社は、このような協議・検討の過程において、本公開買付価格が、(a)下記「(3) 算定に関する事項」に記載されているプルータスによる当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価法に基づく算定結果のレンジの上限を上回っており、類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの範囲内であり、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果の範囲内であること、(b)本公開買付けの公表日の前営業日である2025年5月13日のプライム市場における当社株価の終値478円に対して46.44%、公表日前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値451円に対して55.21%、公表日前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値466円に対して50.21%、公表日前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値468円に対して49.57%のプレミアムがそれぞれ加算されており、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（以下「M&A指針」といいます。）を公表した2019年6月28日以降2025年3月31日までに公表されたマネジメント・バイアウト（MBO）事例（ただし、より類似性の高い他事例との比較という観点から、不成立となった事例及び公表前営業日の終値に対してディスカウントした事例を除く）84件におけるプレミアム水準の中央値（公表日の前営業日の株価に対して42.44%、公表日の前営業日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して45.18%、公表日の前営業日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して46.01%、公表日の前営業日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して48.57%。小数点以下第三位を四捨五入。）を上回っていることから、合理的なプレミアムが付された価格であると評価できること、(c)下記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が取られていること等、一般株主の利益への配慮がなされていると認められ

ること、(d)本公開買付価格が、上記利益相反を解消するための措置が取られた上で、本特別委員会と公開買付者との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、具体的には、プルータスによる当社株式の株式価値に係る算定結果の内容や、西村あさひによる本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言等を踏まえ、かつ、当社及び本特別委員会が専門性の高い当社のファイナンシャル・アドバイザーを通じて公開買付者との間で真摯かつ継続的に協議・交渉を行った結果として、当初提示額（1株当たり620円）よりも、1株当たり80円（12.90%）引き上げられた価格で提案された価格であること、(e)本公開買付価格が、下記「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても妥当であると判断されていることから、当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、当社の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

さらに、公開買付期間については、下記「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保」のとおり、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保するものとなっているため公正であり、本公開買付けにおける買付予定数の下限は、下記「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority) に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定」のとおり、公開買付者と利害関係を有しない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数の賛同が得られない場合には本公開買付けは成立せず、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (Majority of Minority)」条件を充たしたものとなっており、当社の一般株主の皆様のご意思を重視したものであり公正なものと判断しました。

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値向上に資するものであり、かつ、本公開買付価格、公開買付期間及び買付予定数の下限といった本取引に係る諸条件が妥当なものであると判断したため、本日開催の取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。また、本新株予約権については、本新株予約権価格が1円とされていることから、本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

上記の当社取締役会の決議の詳細については、下記「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議が無い旨の意見」をご参照ください。

(3) 算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うに当たり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、公開買付者、公開買付者親会社、BOZO、石見陽氏及び当社並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータスに対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025年5月13日付で本算定書を取得いたしました。なお、当社は、本取引に際して実施されている他の公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置（具体的な内容については、下記「(6)買付け等の価格の公正性を担保

するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」をご参照ください。)を踏まえると、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、プルータスから本公開買付け価格及び本新株予約権価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。プルータスは、公開買付け者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引の成否に関して重要な利害関係を有しておりません。本取引に係るプルータスに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないことから、当社は、かかる報酬体系がプルータスの独立性の判断等に影響を与えるものではないと判断の上、プルータスを当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任いたしました。また、本特別委員会は、第1回及び第2回の会合において、プルータスの独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認しております。

② 算定の概要

プルータスは、当社株式の価値算定に当たり必要となる情報を収集・検討するため、当社の役職員（但し、公開買付け者、公開買付け者親会社、BOZO、石見陽氏から独立した者に限ります。）から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社株式の価値算定を行っています。プルータスは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値を多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式がプライム市場に上場していることから市場株価法を用い、比較可能な類似上場会社が存在し、類似上場会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を用い、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて当社株式の株式価値の算定を行いました。プルータスが上記各手法に基づき算定した当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法：451円から478円

類似会社比較法：644円から818円

DCF法：668円から870円

市場株価法では、基準日を2025年5月13日として、プライム市場における当社株式の基準日終値478円、直近1ヶ月間の終値の単純平均値451円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値466円、直近6ヶ月間の終値の単純平均値468円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を451円から478円までと算定しております。

次に、類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む類似上場企業としてエムスリー株式会社及び株式会社ケアネットを選定した上で、事業価値に対するEBITDAマルチプルを用いて、当社株式の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲を644円から818円と算定しております。

DCF法では当社がプルータスに提供した当社の2025年9月期から2027年9月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）、直近までの業績の動向に基づき、当社が生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて当社の企業価値や株式価値を計算し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を668円から870円までと算定しております。なお、割引率は加重平均資本コスト（WACC: Weighted Average Cost of Capital）とし、9.92%～11.16%を採用しております。また、継続価値の算定に当たっては、永久成長率法及び倍率法を採用し、永久成長率は0%とし、EBITDAマルチプルは6.1倍～8.4倍として算定しております。

プルータスがDCF法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。なお、プルータスがDCF法に用いた本事業計画には、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益について、2024年9月期における予防医療プラットフォーム事業からの撤退に加え、医師PF事業及び医療機関支援PF事業のプラットフォーム強化を企図

したコンテンツ作成費用や広告宣伝費等の増加により、2025年9月期においては対2024年9月期比で大幅な減益を見込む一方で、医師PF事業及びマーケティング支援事業の売上高の増加により、2027年9月期においては対2026年9月期比で大幅な増益を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについては、2024年9月期は事業譲渡により一時的に収入が増加していたことから、2025年9月期においては対2024年9月期比で大幅な減少、医師PF事業及びマーケティング支援事業の売上高の増加による売上債権の増加により2026年9月期においては対2025年9月期比で大幅な減少を見込む一方で、同事業の営業利益の増加により2027年9月期においては対2026年9月期比で大幅な増加を見込んでおります。

なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

(単位：百万円)

	2025年9月期 (6ヶ月)	2026年9月期	2027年9月期
売上高	6,152	14,945	17,660
営業利益	141	894	1,508
EBITDA	385	1,397	2,010
フリー・キャッシュ・フロー	▲63	433	779

(注10) 本事業計画についてはセグメント間取引の相殺消去前の数値を使用しております。

(注11) プルータスは、当社株式の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、当社の財務予測に関する情報については、当社の役職員（但し、公開買付者から独立した者に限りません。）による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。但し、プルータスは、算定の基礎とした本事業計画について、複数回のインタビューを行いその内容を分析及び検討しております。また、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本事業計画については、本特別委員会がその内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しております。

③ 新株予約権に係る算定の概要

本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり本新株予約権の買付価格が1円とされていることから、当社は、本新株予約権の買付価格について第三者算定機関から算定書又は意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、本新株予約権は、いずれも新株予約権発行要項で譲渡による本新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要するものとされ、かつ新株予約権割当契約書において譲渡が禁止されております。当社は、本新株予約権の譲渡が可能となるよう、本日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本新株予約権者の皆様がその所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて包括的に承認する旨、並びに譲渡を希望する本新株予約権者との間では、本新株予約権に係る新株予約権割当契約書の内容を変更し譲渡可能な内容とする旨の決議をいたしました。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スクイーズアウト手続が実行された場合には東京証券取引所の上場廃止基準に該当し、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止になります。上場廃止後は、当社株式をプライム市場において取引することはできません。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「②本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより当社株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により本スクイーズアウト手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立後、公開買付者は、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと、その他本スクイーズアウト手続の実行のために合理的に必要と考えられる事項を付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを当社に要請する予定とのことです。また、公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日以降の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して要請する予定とのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者、石見陽氏及びBOZOは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。なお、本日現在において、本臨時株主総会の開催日は、2025年8月下旬を予定しているとのことです。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、当社の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の当社株式を所有することになります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当該端数の株式を所有する当社の株主の皆様に対して、会社法第235条及び第234条第2項乃至第5項その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する当社株式を当社又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当社株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった当社の各株主の皆様(但し、公開買付者、石見陽氏、BOZO及び当社を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うよう当社に要請する予定とのことです。また、当社株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者、石見陽氏及びBOZOが当社の発行済株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様(公開買付者、石見陽氏、BOZO及び当社を除きます。)の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定とのことです。当社は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定です。

なお、下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意事項」に記載のとおり、株式併合の効力発生日において、公開買付者、石見陽氏及びBOZO以外に、公開買付者、石見陽氏及びBOZOがそれぞれ所有する当社株式のうち最も少ない数以上の当社株式を所有する当社の株主が存在することを可及的に避け、本スクイーズアウト手続の安定性を高めるため、BOZOは、公開買付者の要請があった場合には、株式併合の効力発生前を効力発生時として、本不応募合意株式(BOZO)を、石見陽氏に対して貸し付ける(以下「本株式貸借」といいます。)可能性があるとのことです。また、

本株式貸借が実行された場合には、株式併合の完了後、かつ裁判所の任意売却許可決定に基づき端数相当株式が当社又は公開買付者に売却された後、本株式貸借を解消し、BOZOに対して、本株式貸借の対象である当社株式と同等の当社株式を返還すること、及びかかる当社株式の返還を実行するため、当該返還に先立って、公開買付者とBOZOが共同して、当社をして当社株式の分割を行わせる予定であるとのことです。なお、貸株料等の条件は本日現在未定ですが、仮に本株式貸借の貸株料を有償とする場合でも、石見陽氏とBOZOは、貸株料等の条件を定める本株式貸借に係る契約を締結する日以前1年以上継続して法第27条の2第7項第1号に定める形式的特別関係者に該当することから、本株式貸借は法第27条の2第1項但書に定める「適用除外買付け等」に該当することになるとのことです。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、当社の株主の皆様は、当社に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して当社株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（公開買付者、石見陽氏、BOZO及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する当社の株主の皆様は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があるとのことです。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様（公開買付者、石見陽氏、BOZO及び当社を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主の皆様へ交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定とのことです。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と当社との間で協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではないとのことです。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、当社の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後に本自己株式取得を実施し、その後、最終的に公開買付者が当社の唯一の株主となるための手段として、公開買付者を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換①を実施することを予定しているとのことです。さらに、最終的に公開買付者親会社が公開買付者の唯一の株主となることを予定しており、本株式交換①実施後に、公開買付者親会社を株式交換完全親会社とし、公開買付者を株式交換完全子会社とする本株式交換②を実施することを予定しているとのことです。本株式交換①及び本株式交換②の手続に関する具体的な日程等の詳細については未定とのことです。なお、本株式交換①及び本株式交換②の交換比率を定めるにあたっては、公開買付価格の均一性（法第27条の2第3項）の趣旨に反しないよう、当社株式の価値は、本公開買付価格と同額で評価し、本公開買付価格よりも有利な条件とならない株式交換比率を設定するとのことです。

(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けを含む本取引がいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に

基づくものです。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、当社は、本公開買付けを含む本取引に関する当社取締役会における意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者、公開買付者親会社、BOZO、石見陽氏及び当社並びに本取引の成否から独立した第三者算定機関としてプルータスに当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025年5月13日付で本算定書を取得しております。なお、プルータスは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引の成否に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、当社は、本取引に際して実施されている他の公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置（具体的な内容については、上記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」をご参照ください。）を踏まえると、当社の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、プルータスから本公開買付価格及び本新株予約権価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、本特別委員会において、プルータスの独立性に問題がないことが確認されております。プルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

本算定書の概要につきましては、上記「(3) 算定に関する事項」の「算定の概要」をご参照ください。

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定における公正性及び適正性を確保するために、公開買付者、公開買付者親会社、BOZO、石見陽氏及び当社並びに本取引の成否から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひから、本取引に関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。なお、西村あさひは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関し重要な利害関係を有しておりません。

また、本特別委員会において、西村あさひの独立性に問題がないことが確認されております。西村あさひの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

③ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、2025年3月10日開催の当社取締役会において、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、公開買付者、公開買付者親会社と、石見陽氏及びBOZOとの間に利害関係を有しない、永岡英則氏（本特別委員会委員長、当社社外取締役兼独立役員）、川名正敏氏（当社社外取締役兼独立役員）及び志村正之氏（当社社外取締役兼独立役員）の3名によって構成される本特別委員会を設置し、同委員会による答申内容を最大限尊重した意思決定を行うことを決議いたしました。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。本特別委員会の各委員の報酬は、各委員が当社取締役会により当委員会に対して諮問された事項に対応するに際して要する合理的な範囲で、本取引の成否に関わらず支払われる報酬とし、具体的な額及び支払時期については、当社の指名報酬委員会に諮問し、その答申を経て当社取締役会において決定、負担するものとされております。

そして、当社は、当該取締役会決議に基づき、本特別委員会に対し、(i) 本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、(ii) 本取引の取引条件の妥当性、(iii) 本取引に係る

手続の公正性、(iv) 本取引を行うことは当社の一般株主にとって不利益ではないか、(v) 本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点について答申書を当社に提出することを委嘱いたしました。

また、当社は、当該取締役会決議において、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でなく、本取引に賛同すべきでないとして判断した場合には、本取引に賛同しないことを併せて決議しております。加えて、当社は、本特別委員会に対し、(i) 当社の費用負担の下、本特別委員会のファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関やリーガル・アドバイザーを選任し、又は、当社のファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関やリーガル・アドバイザーを指名若しくは承認（事後承認を含む。）する権限、(ii) 当社の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限、(iii) 必要に応じて、本取引の取引条件等の交渉を行う権限（なお、本特別委員会が、本取引の取引条件等の交渉を直接行わない場合であっても、必要に応じて、例えば、交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、本取引の取引条件等の交渉過程に実質的に関与する状況を確認するよう努めるものとし、当社は当該状況が確保されるよう協力する。）、(iv) その他本諮問事項の検討に必要な事項等の権限を与えることを、当社取締役会にて決議しております。

本特別委員会は、2025年3月13日から2025年5月13日までの間に合計9回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。具体的には、まず、第1回及び第2回の本特別委員会において、当社が選任したリーガル・アドバイザー、並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを当社のリーガル・アドバイザー、並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認いたしました。

また、本特別委員会は、当社が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。

その上で、本特別委員会は、当社から、当社の事業環境及び経営課題並びに本意向表明書についての見解、本取引による非公開化の要否、本取引の意義及びメリット、本取引によって見込まれる当社事業への影響の内容、当社の事業計画の内容及び作成経緯等についてインタビュー形式及び書面で説明を受け、質疑応答を行いました。また、石見陽氏から、本取引の目的及び背景並びに本取引における非公開化の要否、本取引のスキーム及び条件、本取引の意義及びメリット、本取引によって見込まれる当社事業への影響の内容、本取引後の経営方針、本取引の公正性を担保するための措置等についてインタビュー形式及び書面で説明を受け、質疑応答を行いました。更に、本特別委員会は、プルータスから、本取引の条件等についての交渉経緯及び当社株式の株式価値算定についての説明を受けるとともに、西村あさひから、本取引の手続面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらに関しても質疑応答を行っております。

また、本特別委員会は、当社から、当社と公開買付者との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本公開買付価格及び本新株予約権価格につき、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者から本公開買付価格を700円、本新株予約権価格を1円とする旨の提案を受けるに至るまで、当社に複数回意見する等して、公開買付者との交渉過程に実質的に関与いたしました。

以上の経緯で、本特別委員会は、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年5月14日、当社取締役会に対し、本諮問事項につき大要以下を内容とする本答申書を提出しております。

(a) 答申内容

- i 本取引の目的は、合理性を有すると考えられる。
- ii 本取引の取引条件は、妥当性を有すると考えられる。
- iii 本取引の手続は、公正性が確保されていると考えられる。
- iv 本取引を行うことは一般株主にとって不利益ではないと考えられる。
- v 本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨し、新株予約権者に対しては本公開買付けに応募するか否かについて、新株予約権者の判断に委ねることは妥当であると考えられる。

(b) 答申の理由

- i 本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）

(ア) 当社の事業環境、経営課題及び企業価値向上施策

当社グループの中核事業である医師 PF 事業を取り巻く事業環境は急激に変化し、これまでの拡大路線（売上高の成長に注力）から、経営資源を中核事業へと集中させる必要に迫られているという石見陽氏の認識、具体的には、COVID-19 の影響で、製薬企業のマーケティング活動がオンライン/デジタル領域に急速にシフトしていたことに起因し、当社の「MedPeer」サイトを通じたマーケティングの引き合いが多く、需要の取り込みが容易だったが、COVID-19 の 5 類移行後はオンライン/デジタル領域からリアルへのやり戻しが想定以上に強く、デジタル×リアルのハイブリッドマーケティングを標榜する製薬企業への提案を可能とするコンテンツ開発及び営業組織の強化が急務となっているという認識については、特段不合理な点は認められない。

また、当社の株価は低迷している状況であり、現在では、流通株式時価総額 100 億円というプライム市場の上場維持基準への不適合な状況が 1 年以上続いており、対策が迫られている状況という石見陽氏の認識についても、特段不合理な点は認められない。

このような事業環境の下、当社において、(i) 医師 PF 事業のコンテンツ拡充・会員基盤強化、(ii) 営業体制強化・グループシナジーの追求、(iii) 医療機関支援 PF 事業を起点とした医療ビッグデータ分析市場への進出を実施することにより、当社グループを取り巻く激変する事業環境下において、更なる企業価値の向上を図ることを推進していくことで、中長期的に見れば当社の企業価値向上が期待されるという認識、及び、各施策には新中計で計画されている最大 30 億円の戦略的な投資性費用を適時に投入することや新中計以降の期間も見据えた上記(iii)への先行投資が必要不可欠であるという石見陽氏の認識についても、特段不合理な点は認められない。

(イ) 非公開化の必要性

当社が計画している投資には売上貢献までに一定期間を要するものも含まれており、かつ実際の投資実行する過程での事業環境の変化等により収益化までの期間が想定以上に長くなったり、所期の計画通りの成果を実現しなかったりする可能性もあり、そのような場合、短期的な業績悪化等を招くことにより、株主の期待に沿えず、当社株式の価格が下落し、当社の一般株主に対して不利益を与えてしまう可能性がある。また、上場維持基準への不適合脱却の観点から、短期的に堅調な収益を維持することに重点を置き投資性費用を抑える場合、必要な投資が十分に出来ず、中長期的な企業価値向上が困難となり、中長期的な観点からはかえって株主にも不利益を被らせることになるとの石見陽氏の認識、及び、当社の置かれている事業環境等を踏まえると、積極的かつ確実に新中計の内容を含む各施策を実施することが必要であるという当社の説明には合理性がある。

また、このような状況下において、①当社の株主に対して発生する可能性がある悪影響を回避しつつ、中長期的な視点から当社の企業価値を向上させるため、及び②当社の創業の精神や経営理念、企業文化等を理解し、かつ、当社グループの各ステークホルダーとの関係を維持しつつも、速やかに上記の施策を推進していくためには、公開買付者によるマネジメント・バイアウト（MBO）の手法により当社株式を非公開化することが、短期的な業績悪化や上場維持基準への不適合な状況による当社株式の株価の下落及び当社株式の上場廃止により当社の一般株主が当社株式の売却機会を失うリスクを回避しつつ、中長期的な視点で当社グループの事業構造の改革を推進するための経営体制を構築することができるという点で、最も有効な手段であり、また、変革の方針を石見陽氏自ら当社グループ内において明確に示し、当社グループ経営陣及び社員が一丸となり推進することが当社グループにおける中長期な事業構造の改革の推進に最も資するとの当社の考えには合理性はあるものと認められる。

(ウ) 非公開化の悪影響についての評価

当社がこれまで金融機関からの借入れによる調達をしてきた実績も踏まえると、資金調達に対する影響は軽微であると考えられる上、労働環境を適切に工夫することで優秀な人材確保を継続可能であり、また、当社のサービスは医師の約半数が会員であって、医療業界での認知度は非常に高く、既存取引先である製薬企業等からも認知されているため、取引関係にも影響はないと認識していることから、当社株式の非公開化のデメリットは限定的であると考えているという石見陽氏及び当社からの説明に不合理な点は見当たらない。

(エ) 小括

以上の検討内容を踏まえると、本取引の目的は、当社グループの企業価値の向上に資するものと認められ、合理的と考えられる。

ii 本取引の条件の妥当性

(ア) 本公開買付価格について

(i) 第三者算定機関による算定

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者、公開買付者親会社、BOZO、石見陽氏及び当社並びに本取引の成否から独立したファイナンシャル・アドバイザーであるプルータスから本算定書を取得しており、プルータスは、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法により当社株式1株当たりの株式価値の範囲を算定しているところ、評価手法の選択自体については同種案件の株式価値の評価実務からして不合理な点は認められない。本公開買付価格である700円は、市場株価法により算定された価格帯の上限値を上回っており、DCF法・類似会社比較法により算定された価格帯の範囲内である。

DCF法の算定の前提となっている事業計画は、新中計を基礎として作成されたものであるが、当社の説明によれば、新中計は本取引を前提として策定されたものではなく、また、当該事業計画の具体的な計画数値の設定過程に公開買付者及び石見陽氏は関与しておらず、これらの者の恣意的な圧力が介在した事実は認められない上、当該事業計画については、当社としては、達成が容易なものではないという認識ではある一方、過度に保守的なものでもないとのことであり、割引率や継続価値の算出ロジックにも、特に不合理な点は見当たらなかった。

(ii) プレミアム水準等の検討

本公開買付価格である700円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日であ

る 2025 年 5 月 13 日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 478 円に対して 46.44%のプレミアムを加えた価格、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 451 円に対して 55.21%のプレミアムを加えた価格、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 466 円に対して 50.21%のプレミアムを加えた価格、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 468 円に対して 49.57%のプレミアムを加えた価格であり、また、本公開買付価格は、2019 年 6 月 28 日以降に公表され、2025 年 3 月 31 日までに公表された非公開化を目的とした MBO 案件（ただし、より類似性の高い他事例との比較という観点から、不成立となった事例及び公表前営業日の終値に対してディスカウントした事例を除く。）におけるプレミアムの実例 84 件との比較においても、遜色のない水準のプレミアムが付されているということが確認できることから、当社株主にとって不利なものではないといえる。

(イ) 本新株予約権価格について

本新株予約権価格は 1 円であるところ、当社新株予約権の 1 株あたりの行使価額は、いずれも本公開買付価格である 700 円よりも高くなっているため、本新株予約権者は、仮に当社新株予約権を行使し当社株式を取得した上で本公開買付けに応募したとしても利益を得ることはできず、かかる対応を取ることは合理的に想定されない。当社新株予約権に関して本新株予約権者がキャピタルゲインを得ることは想定できないこと、及び後述のとおり本公開買付け価格が妥当であると考えられることからすれば、当社新株予約権の 1 株あたりの行使価額が本公開買付価格を上回る以上、本新株予約権価格を 1 円とすることも不合理ではないと考えられる。

(ウ) 価格の合意形成プロセス

本特別委員会は公開買付者との間で、本公開買付価格を含む本取引における諸条件について協議・交渉を行い、その結果として、公開買付価格は計 4 回にわたり引き上げられ、最終的には、当初提案から約 12.9%の価格の引き上げを実現している。

(エ) 本取引の方法及び対価の種類

本スクイズアウト手続は、本公開買付けに続く手続として予定されているものであり、時間的に近接した両手続において交付される対価が同一のものとなるようにすることは合理的であると考えられる。

また、取引の方法として、公開買付け及びスクイズアウト手続のみを選択するのではなく、本自己株式取得も組み合わせた方法で実行することは、BOZO が本公開買付けに応募する場合や本不応募合意株式 (BOZO) が本スクイズアウト手続の対象となる場合に比して、公開買付者の買付資金の枠内で本公開買付価格が高くなるという点で、一般株主の観点からも利点があるものであり、合理的であると考えられる。

さらに、本株式交換①及び本株式交換②の交換比率を定めるにあたっては、公開買付価格の均一性の趣旨に反しないよう、当社株式の価値は本公開買付価格と同額で評価し、本公開買付価格よりも有利な条件とならない株式交換比率を設定することであり、合理的であると考えられる。

なお、本株式貸借は、本スクイズアウト手続を含む本取引の安定性を高めることを目的とするものであり、合理的であると考えられる。

(オ) 小括

上記によれば、本取引においては、取引条件の妥当性を有すると考えられる。

iii 本取引の手続の公正性

本取引においては、当社の一般株主の利益を図る観点から、以下のとおり公正 M&A 指針に定められる各公正性担保措置に則った適切な対応が行われており、その内容に不合理な点は見当たらない。したがって、本取引においては公正な手続を通じた当社の一般株主の利益に対する十分な配慮がなされており、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられる。

- ・ 本取引においては、当社が公開買付者側から買収提案を受けてから可及的速やかに本特別委員会が設置され、本取引に係る取引条件の形成過程全般にわたって、本特別委員会が本取引に対して関与する状態が確保されていたことが認められる。
- ・ 本特別委員会の委員は、それぞれ独立性を有することが確認されており、アドバイザーによるサポート体制も踏まえ、専門性・属性にも十分配慮して選定されたものであることが認められる。
- ・ 本特別委員会については、本特別委員会の設置、権限及び職責、委員の選定や報酬の決定の各過程において、当社の独立社外取締役が主体性を持って実質的に関与する体制が確保されていたことが認められる。
- ・ 本特別委員会は、公開買付者及び石見陽氏から提示された取引条件について検討の上、公開買付者及び石見陽氏との間の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与してきたことが認められる。
- ・ 本特別委員会が非公開情報も含めて重要な情報を入手し、これを踏まえて検討・判断を行うことのできる状況が確保されていたことが認められる。
- ・ 当社は、本特別委員会の設置に係る取締役会決議において、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、本取引に賛同しないことを併せて決議しており、本取引については取締役会が特別委員会の意見を尊重して意思決定を行うことのできる体制が確保されていることが認められる。
- ・ 石見陽氏は、本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあるため、本取引に関する当社の取締役会における審議及び決議に参加しておらず、本取引に関する検討、協議及び交渉を行う当社の社内検討体制のメンバーには、公開買付者の立場で業務を行う等、買付者らとの間で利害関係を有している者は一切含まれていない。
- ・ 公開買付者、公開買付者親会社、BOZO、石見陽氏及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータスから専門的な助言及び意見を受けている。
- ・ 本取引においては、石見陽氏及びBOZOの有する当社株式の所有割合が合計 28.46%となっており、石見陽氏及びBOZOにおいて第三者への売却に応じる意思が乏しい状況下にあることからすると、当社株式について公開買付者以外の者から対抗提案がされることは考えにくく、積極的なマーケット・チェックを実施していないことをもって本公開買付けにおける手続きの公正性を損なうものではないと考えられる。
- ・ 本取引においては、本公開買付期間が、法令に定められた最短期間である 20 営業日を超える 30 営業日に設定されており、また、公開買付者及び当社は、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておらず、これらにより間接的なマーケット・チェックが実施されている。
- ・ 本公開買付けにおける買付予定数の下限は、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充たしたものとなっており、当社の一般株主の意思を重視したものとなっている。
- ・ 本公開買付け及び本スクイズアウト手続においては、一般株主に対する強圧性を生じさせないような配慮がなされていると認められる。

- iv 本取引を行うことは当社の一般株主にとって不利益ではないか、本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

上記を前提とすれば、本取引の目的は合理性を有し、本取引の取引条件は妥当性を有し、本取引の手続きは公正性が確保されていると考えられることから、本取引を行うことが、一般株主にとって不利益となるような事情は認められない。

また、上記を前提とすれば、当社取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨し、新株予約権者に対しては本公開買付けに応募するか否かについて、新株予約権者の判断に委ねることは妥当であると考えられる。

④ 当社における独立した検討体制の構築

上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社は、2025年3月上旬に、構造的な利益相反の問題を排除し、当社の一般株主の皆様の利益を確保する観点から、公開買付者及び公開買付者親会社から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、西村あさひの助言を踏まえ、2025年3月10日に公開買付者から本取引に関する協議・交渉の申入れを受けた時以降、本取引に係る検討、交渉及び判断の過程に、公開買付者の代表取締役及び当社の取締役会長である石見陽氏を関与させないこととした上で、公開買付者及び公開買付者親会社からの独立性が認められる取締役2名（後藤直樹氏及び平林利夫氏）からなる検討体制を構築し、本特別委員会とともに、当社と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程、及び当社株式の価値評価の基礎となる本事業計画の作成過程に専属的に関与しており、本公開買付けの公表日までかかる取扱いを継続しております。

これらの取扱いを含めて、当社における本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）の構築に際しては西村あさひの助言を踏まえており、かつ、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会から承認を得ております。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議が無い旨の意見

当社は、プルータスから受けた財務的見地からの助言並びにプルータスから取得した本算定書、西村あさひから得た法的助言、公開買付者との間で実施した、上記「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(a) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程」記載の複数回にわたる継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものであるかについて、慎重に協議・検討をいたしました。

その結果、当社は、上記「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本日開催の取締役会において、当社の事業環境及び業績等を踏まえると、公開買付者が提案する、(i) 医師PF事業のコンテンツ拡充・会員基盤強化、(ii) 営業体制強化・グループシナジーの追求、(iii) 医療機関支援PF事業を起点とした医療ビッグデータ分析市場への進出という施策は、当社の中長期的な企業価値向上に資すると考えられ、かかる施策の実施には機動的かつ柔軟な経営体制の構築が望ましいことから、本取引が当社の企業価値向上に資するものであるとともに、本算定書の算定結果、本公開買付価格のプレミアム水準、公開買付者との交渉過程並びに本公開買付価格の決定プロセス等に照らし、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについ

て、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを、2025年5月14日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役（取締役合計7名のうち、石見陽氏を除く取締役6名）の全員一致で決議いたしました。

上記の取締役会においては、当社の取締役会長である石見陽氏は、公開買付者の代表取締役であり本取引後も継続して当社の経営に当たることを予定しているため、本取引において特別の利害関係を有しており、当社との間で利益が相反する可能性があることから、審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉には一切参加しておりません。

また、上記の取締役会には、当社の監査役3名全員が出席し、出席した監査役の全員が上記決議につき、異議がない旨の意見を述べております。

⑥ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。また、当社及び公開買付者は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）に相当する数を上回る買付予定数の下限の設定

本日現在、公開買付者は当社株式を所有していないところ、本公開買付けにおける買付予定数の下限（11,262,835株、所有割合：48.81%）は、本基準株式数（23,074,889株）から、石見陽氏が所有する当社株式（所有株式数5,315,490株、所有割合：23.04%）、BOZOが所有する当社株式（所有株式数1,250,000株、所有割合：5.42%）及び山中篤史氏が所有する当社株式（所有株式数524,000株、所有割合：2.27%）の合計株式数（7,089,490株）を控除した株式数（15,985,399株）の半数に相当する株式数（7,992,699.5株、所有割合：34.64%）に本応募合意株式（石見陽氏）（2,445,125株、所有割合：10.60%）及び本応募合意株式（山中篤史氏）（所有株式数524,000株、所有割合：2.27%）を加算した株式数（10,961,824.5株、所有割合：47.51%）を上回るものとなるとのことです。すなわち、公開買付者と利害関係を有しない当社の株主の皆様が所有する当社株式の数の過半数の賛同が得られない場合には本公開買付けは成立せず、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」条件を充たしたものとなり、当社の一般株主（一般株主）の皆様を重視したものであると考えているとのことです。

4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意事項

（1）本応募・本不応募合意

公開買付者は、石見陽氏との間で、2025年5月14日付で本応募・本不応募合意をしているとのことです。本応募・本不応募合意の内容は以下のとおりとのことです。

① 本公開買付けへ応募することに関する合意

石見陽氏は、石見陽氏が所有する当社株式（所有株式数：5,315,490株、所有割合：23.04%）のうち2,445,125株（所有割合：10.60%）について本公開買付けに応募する旨を口頭により合意しているとのことです。なお、当該合意において、本公開買付け開始後における当社株式の応募の前提条件は存在し

ないとのことです。

② 本公開買付けへ応募しないことに関する合意

石見陽氏は、石見陽氏が所有する当社株式（所有株式数：5,315,490株、所有割合：23.04%）のうち2,870,365株（所有割合：12.44%）について本公開買付けに応募しない旨を口頭により合意しているとのことです。なお、当該合意において、本公開買付け開始後における当社株式の不应募の前提条件は存在しないとのことです。

③ 当社株式に係る議決権行使に関する合意

公開買付者は、本公開買付けは成立したものの、本公開買付けにおいて公開買付者が当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不应募合意株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことその他本スクイーズアウト手続の実行のために合理的に必要と考えられる事項を本臨時株主総会の付議議案に含めることを当社に要請することを予定しており、石見陽氏は、本不应募合意株式（石見陽氏）に係る議決権の行使として、上記各議案に賛成することを合意しているとのことです。

(2) 本不应募合意 (BOZO)

公開買付者は、BOZOとの間で、2025年5月14日付で、本不应募合意 (BOZO) を締結しているとのことです。また、BOZOは、株式併合の効力発生前に公開買付者の要請があった場合には、本株式貸借を行う旨を口頭で合意しているとのことです。また、株式併合の効力発生日において、公開買付者及びBOZO以外に、公開買付者及びBOZOがそれぞれ所有する当社株式のうち最も少ない数以上の当社株式を所有する当社の株主が存在することが見込まれない場合は、本株式貸借を実行しないものとするとのことです。なお、本株式貸借が実行された場合には、株式併合の完了後、かつ裁判所の任意売却許可決定に基づき端数相当株式が当社又は公開買付者に売却された後、本株式貸借を解消し、BOZOに対して、本株式貸借の対象である当社株式と同等の当社株式を返還すること、及びかかる当社株式の返還を実行するため、当該返還に先立って、公開買付者とBOZOが共同して、当社をして当社株式の分割を行わせることも併せて合意しているとのことです。本不应募合意 (BOZO) の内容は以下のとおりとのことです。

① 本公開買付けへ応募しないことに関する合意

BOZOは、BOZOが所有する当社株式の全て（所有株式数：1,250,000株、所有割合：5.42%）について、本公開買付けに応募しない旨を口頭により合意しているとのことです。なお、当該合意において、本公開買付け開始後における当社株式の不应募の前提条件は存在しないとのことです。

② 当社株式に係る議決権行使に関する合意

公開買付者は、本公開買付けは成立したものの、本公開買付けにおいて公開買付者が当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び本不应募合意株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことその他本スクイーズアウト手続の実行のために合理的に必要と考えられる事項を本臨時株主総会の付議議案に含めることを当社に要請することを予定しており、BOZOは、本不应募合意株式 (BOZO) に係る議決権の行使として、上記各議案に賛成することを合意しているとのことです。

(3) 本応募契約

公開買付者は、山中篤史氏との間で、2025年5月14日付で、本応募契約を締結し、その所有する当社株式の全て（所有株式数：524,000株、所有割合：2.27%）について、本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、当該合意において、本公開買付け開始後における当社株式の応募の前提条件は存在しないとのことです。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」及び「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。

10. その他

(1) 「2025年9月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

当社は、2025年5月14日付で当社の「2025年9月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。詳細については、当社の公表内容をご参照ください。

(2) 「2025年9月期配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表

当社は、2025年5月14日付で公表した「2025年9月期配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」に記載のとおり、2024年5月14日開催の当社取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2025年9月期の配当予想を修正し、2025年9月期に係る期末配当を行わないことを決議いたしました。詳細については、当社が同日に公表した「2025年9月期配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」をご参照ください。

(3) 「上場維持基準への適合に向けた計画書」の撤回について」の公表

当社は、2025年5月14日付で公表した「上場維持基準への適合に向けた計画書」に記載のとおり、2024年5月14日開催の当社取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として、当社が2024年12月18日に公表した本計画書を撤回することを決議いたしました。詳細については、当社が同日に公表した「上場維持基準への適合に向けた計画書」の撤回について」をご参照ください。

(参考)「NMT株式会社によるメドピア株式会社(証券コード:6095)の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(別添)

以 上



2025年5月14日

各 位

会社名	メドピア株式会社
代表者名	代表取締役 兼 執行役員社長 CEO 後藤 直樹 (コード：6095、東証プライム市場)
問合せ先 役職・氏名	取締役 兼 執行役員 CFO 平林 利夫
電話	(TEL. 03-4405-4905)
会社名	NMT 株式会社
代表者名	代表取締役 石見 陽

**NMT 株式会社によるメドピア株式会社（証券コード：6095）
の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ**

NMT 株式会社は、本日、メドピア株式会社の株券等を添付のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、NMT 株式会社（公開買付者）が、メドピア株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025年5月14日付「メドピア株式会社（証券コード：6095）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 NMT 株式会社
代表者名 代表取締役 石見 陽

メドピア株式会社（証券コード：6095）の株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

NMT 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年5月14日、メドピア株式会社（証券コード：6095、株式会社東京証券取引所プライム市場（以下「プライム市場」といいます。）上場、以下「対象者」といいます。）の株券等を、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、本日現在、プライム市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（以下に定義します。）の取得及び所有等を目的として、対象者の創業者であり取締役会長である石見陽氏により、2025年5月2日付で設立され、同氏が代表取締役を務める株式会社です。本日現在において、公開買付者の代表取締役を務める石見陽氏の資産管理会社であるKKH株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）が公開買付者の発行済株式（1株）の100%（1株）を所有しております。また、本日現在、公開買付者及び公開買付者親会社は対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

なお、公開買付者の代表取締役を務める石見陽氏が所有する対象者株式数（以下「所有株式数」といいます。）は、5,315,490株（所有割合（注1）：23.04%）です。

（注1）「所有割合」とは、対象者が2025年5月14日に提出した「2025年9月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数（22,010,330株）に同日現在残存し行使可能な本新株予約権（対象者によれば第12回新株予約権374個及び第16回新株予約権6,354個）の目的である対象者株式数の合計（1,345,600株）を加算した株式数（23,355,930株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（281,041株）を控除した株式数（23,074,889株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。

今般、公開買付者は、対象者株式の全部（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式（以下に定義します。）を除きます。）及び本新株予約権を取得することにより、対象者株式を非公開化するための取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することといたしました。

なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注2）に該当し、石見陽氏は本取引後も継続して対象者の経営にあたることを予定しております。

（注2）マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2025年5月14日付で、対象者の筆頭株主でありかつ取締役会長である石見陽氏との間で、その所有する対象者株式（所有株式数：5,315,490株、所有割合：23.04%）のうち2,445,125株（所有割合：10.60%、以下「本応募合意株式（石見陽氏）」）（注3）について本公開買付けに応募する旨を口頭で合意し、残りの2,870,365株（所有割合：12.44%、以下「本不応募合意株式（石見陽氏）」）については本公開買付けに応募しない旨を口頭により合意（以下「本応募・本不応募合意」といいます。）しております。加えて、公開買付者は、2025年5月14日付で、対象者の第3位の株主で石見陽氏及びその子3名の計4名が発行済株式の全てを所有する資産管理会社であるBOZO株式会社（以下「BOZO」といいます。）との間で、その所有する対象者株式の全て（所有株式数：1,250,000株、所有割合：5.42%）について本公開買付けに応募しない旨を口頭により合意しており、石見陽氏及びBOZOが

本公開買付けに応募しないことに合意している対象者株式の合計は4,120,365株（所有割合：17.86%。総称して、以下「本不応募合意株式」といいます。）となります。

また、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2025年5月14日付で、山中篤史氏との間で、公開買付応募契約を締結し、その所有する対象者株式の全て（所有株式数：524,000株、所有割合：2.27%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。

（注3）なお、石見陽氏は、石見陽氏が保有する対象者株式5,315,490株のうち、5,261,500株（所有割合：22.80%）（以下「本担保付株式（石見陽氏）」といいます。）を、野村信託銀行株式会社が石見陽氏に対して有する貸金債権を被担保債権として、野村信託銀行株式会社に担保（以下「本担保（石見陽氏）」といいます。）として提供しておりますが、石見陽氏は、本担保付株式（石見陽氏）については本担保（石見陽氏）を解除したうえで、本公開買付けに応募する旨の意向を確認しております。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

（1）対象者の名称

メドピア株式会社

（2）買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

i. 2018年3月15日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年1月1日から2028年3月29日まで）

ii. 2019年2月13日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第16回新株予約権」といいます。）及び第12回新株予約権及び第16回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年3月11日から2029年3月8日まで）

（3）買付け等の期間

2025年5月15日（木曜日）から2025年6月25日（水曜日）まで（30営業日）

（4）買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金700円

② 新株予約権

i. 第12回新株予約権1個につき1円

ii. 第16回新株予約権1個につき1円

（5）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	18,954,524（株）	11,262,835（株）	—（株）
合計	18,954,524（株）	11,262,835（株）	—（株）

（注1）応募株券等の総数が買付予定数の下限（11,262,835株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（11,262,835株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。

（注3）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注4）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者決算短信に記載された2025年3月31日現在の発行済株式総数（22,010,330株）に同日現在残存し行使可能な本

新株予約権（対象者によれば第12回新株予約権374個及び第16回新株予約権6,354個）の目的である対象者株式数の合計（1,345,600株）を加算した株式数（23,355,930株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（281,041株）、本不応募合意株式（4,120,365株）を控除した株式数（18,954,524株）です。

（6）決済の開始日

2025年7月2日（水曜日）

（7）公開買付代理人

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2025年5月15日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表することを意図したものであり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる可能性があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934. その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)又は第14条(d)及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は米国の会計基準に基づくものではありません。公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又は個人に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人若しくは個人又は当該法人の関連者（affiliate）について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものといたします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものといたします。

公開買付者及びその関連者、並びに公開買付者及び対象者の各財務アドバイザーの関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者又はその関連者の英文ウェブサイトにおいても英文で開示が行われます。

このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933. その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」において明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、「将来に関する記述」において明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。